

独立行政法人日本芸術文化振興会から公益法人等への会費支出について（平成29年度 第1四半期）

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	支出先法人が定める会費一口当たり の金額、もしくは最低限の金額 (単位：円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益社団法人能楽協会	第九期研修生（2名）能楽協会 入会金および平成29年度協会費 として	136,000円	入会金 @20,000円×2名 = 40,000円 年会費 @48,000円×2名 = 96,000円	平成29年6月30日	能楽研修生は基礎研修課程（3年間）を修了後、 専門課程（3年間）に進み、楽屋実習・舞台実習 を含む研修を受講する。舞台出演には能楽協会加 入が条件となるため、平成29年度に4年次（専門 課程1年次）に進む研修生2名を加入させている。 研修の実施に際し、研修生の受講料は無料として いるため、当該会費を支出している。	公社	国所管